越谷商工会議所　退職金共済規程

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この規程は、越谷商工会議所（以下「商工会議所」という。）が、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、主として中小企業の従業員について実施する退職金共済の内容及びその業務の方法について定めることを目的とする。

（定　義）

第２条　この規程において「退職」とは、従業員について、法人又は個人の事業主（以下「事業主」という。）との雇用関係が終了することをいう。

２．この規程において「共済契約」とは、事業主が商工会議所に掛金を納入することを約し、商工会議所がその事業主の雇用する従業員の退職について、この規程の定めるところにより、退職一時金、死亡退職一時金又は退職年金（以下「退職金」という。）を支給することを約する契約をいう。

３．この規程において「共済契約者」とは、商工会議所と共済契約を締結した事業主をいう。

４．この規程において「被共済者」とは、共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職金を支給すべき者をいう。

５．この規程において「受給者」とは、この規程の定めるところにより、退職年金を受給中の者をいう。

６．この規程において「掛金」とは、共済契約に基づき加入した被共済者である期間において共済契約者が払い込む掛金をいう。

７．この規程において「掛金納入期間」とは、被共済者につき共済契約者が商工会議所に掛金を払い込む期間をいう。

８．この規程において「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで共済契約者の下で引き続き勤務した期間をいう。

９．この規程において「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職金の額の計算に含める期間をいう。

１０．この規程において「過去勤務一括掛金」とは、次に掲げる額をいう。

（１） 過去勤務通算期間に対応する掛金として中小企業退職金共済法第１７条第１項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額

（２） 所得税法施行令第７３条第１項第７号ハ（３）に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体同項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下同じ。）から引き渡される同項第５号に規定する資産総額に相当する額

１１．この規程において「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第７３条第１項第８号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職金に相当する額をいう。
１２．この規程において「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第３１条第１項に規定する契約に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、及び所得税法施行令第７３条第１項８号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職金に相当する額をいう。
１３．この規程において「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第２章　契約の成立等

（契約の締結）
第３条　共済契約は、商工会議所の地区内に事業所を有する事業主でなければ締結することができない。ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りでない。
２．商工会議所の地区内に本店又は支店を有する事業主は、地区外の支店又は本店も含めて共済契約を締結することができる。
３．共済契約の締結にあたっては、共済契約の掛金の額、過去勤務一括掛金の額、引継退職給付金の額、引受退職給付金の額又は退職金の額に関して、共済契約者は被共済者のうち特定の者につき不当に差別的な取扱をしてはならない。
４．共済契約者は次の各号に掲げる者を除き、全ての従業員について被共済者としなければならない。ただし、新たに被共済者となる者については年齢満１５歳以上満６５歳未満の者に限る。
（１）　現にこの共済契約の被共済者である者
（２）　他の特定退職金共済団体の被共済者である者
（３）　共済契約者である個人又はこれと生計を一にする親族
（４）　共済契約者である法人の役員（法人税法第３４条第５項に定める使用人としての職務を有する役員を除く。）
（５）　被共済者が偽りその他不正行為によって退職金若しくは解約手当金等の支給を受け又は受けようとしたことにより共済契約を解除され、その解除の日から３年を経過しない者
５．前項の規定にかかわらず、共済契約者は次の各号に掲げる者について被共済者としないことができる。

（１） 期間を定めて雇用される者
（２） 試みの雇用期間中の者
（３） 季節的業務に雇用される者
（４） 常時勤務に服することを要しない者
（５） 所定労働時間の特に短い者
（６） 休職期間中の者又はこれに準ずる者
（７） 共済契約者の退職金規程等による退職金の支払勤続年数に満たない者

（指定金融機関）
第４条　共済契約に関する業務のうち次の各号に掲げるものは、商工会議所の指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に委託するものとする。
（１） 退職金共済契約申込書の受理及び申込金の収納
（２） 掛金の収納
（３） 退職金及び解約手当金の支払
（４） その他共済契約に関する金銭の収納及び支出
２．前項の金融機関の指定については、理事会の議を経なければならない。

（掛　金）
第５条　掛金は、被共済者ごとに月額を定めるものとする。
２．前項の掛金は、共済契約者が全額を負担しなければならない。
３．掛金月額は、被共済者１人につき１，０００円を１口とし、３０口までとする。
４．掛金として払い込まれた額、過去勤務一括掛金の額、引継退職給付金の額及び引受退職給付金の額（これらの運用による利益を含む。）は共済契約者に返還しない。

（契約の申込）
第６条　共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならない。申込をするときは、被共済者となるべき者の氏名及び掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、これを商工会議所に提出しなければならない。
２．掛金月額に相当する申込金は、指定金融機関に納入しなければならない。申込金が納入されないときは、共済契約の申込がなかったものとする。
３．申込金は、共済契約が効力を生じる日の属する月の掛金に充当する。

（契約の成立）
第７条　この共済契約は、商工会議所がその申込を承諾したときは、申込金が納入された翌月１日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。
２．商工会議所は、共済契約の成立後遅滞なく、共済契約者に退職金共済証を交付する

ものとする。
３．共済契約の申込の承諾の通知は、退職金共済証の交付をもってこれに代えるものとする。
４．共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第３章　掛金の納入

（掛金の納入）
第８条　共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日、又は共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、毎月分の掛金を商工会議所の指定する日までに納入しなければならない。
２．掛金は指定金融機関に納入しなければならない。
３．毎月分の掛金は、分割して納入することができない。

第４章　退職金の支給

（退職一時金の支給）
第９条　被共済者が死亡以外の事由により退職したときは、退職一時金を支給する。
２　退職一時金額は、次に掲げる額の合計額とする。
（１）　基本給付額
掛金納入期間に応じ別表１に定める額に当該口数を乗じて得た額の合計額
（２）　加算給付額
次に掲げる額の合計額
①基本給付額の引下げを行った場合の差額
②剰余金の分配を行った場合の分配額
３　次の各号に該当するときは、前項に関わらず、それぞれ次に定めるところによる。
（１）被共済者の申出により第３０条を適用する場合は、商工会議所は引継退職給付金を支給しない。
（２）被共済者の申出により第３１条第３項を適用する場合は、商工会議所は当該退職金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。
（３）被共済者の申出により第３２条第２項を適用する場合は、商工会議所は当該退職金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。

（死亡退職一時金の支給）

第１０条　被共済者が死亡により退職したときは、遺族に死亡退職一時金を支給する。

２．死亡退職一時金の額は、前条に定める退職一時金の額に、掛金１口につき１０，０００円を加算した額とする。

（退職年金の支給）

第１１条　退職一時金の受給資格者が一時金に代えて年金の支給を希望するときは、退職年金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、第９条に定める退職一時金の支給に限る。

（１）　掛金納入期間（過去勤務通算期間があるときはこれを加算した期間）６０月未満の被共済者が死亡以外の事由により退職したとき

（２）　年金月額が１０，０００円未満となるとき

２．年金月額は、第９条に定める退職一時金の額を別表２に定める年金現価率で除して得た額とする。なお、その額に１円未満の端数があるときは、四捨五入して１円単位とする。

３．退職年金は１０年間支給したとき給付を終了する。

４．受給者が受給開始後１０年を経過せずに死亡したときは、１０年までの残余期間、遺族に継続して年金を支給する。

（退職金の支給の特例）

第１２条　過去勤務一括掛金の引き渡しを受けた被共済者に係る退職金の額は、前３条に定める額にそれぞれ次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

（１）　退職一時金又は死亡退職一時金の支給を受けるとき

次に掲げる額の合計額

①過去勤務一括掛金×（１－別表２に定める手数料率）

②引き渡しを受けたときから退職までの期間について、①の額を基に別表２に定める計算利率を月複利にて適用して得た利息相当額

（２）　退職年金の支給を受けるとき

前号で計算した額を、別表２に定める年金現価率で除して得た額（その額に１円未満の端数があるときは、四捨五入して１円単位とする。）

２．引継退職給付金又は引受退職給付金の引渡しを受けた被共済者に係る退職金の額は、前項各号の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

（年金に代えての一時金の支給）

第１３条　年金の受給資格者又は受給者が年金に代えて一時金の支給を希望するときは、その者に対する年金の未支給期間と経過期間に対応する別表３に定める年金現価率を年金月額に乗じて得た金額（その額に１円未満の端数があるときは、四捨五入して１円単位とする。）を「年金に代えての一時金」として支給するものとする。

（支給の期日）

第１４条　退職一時金又は死亡退職一時金（以下「一時金」という。）は支給事由発生後すみやかに支給する。

２．退職年金は年４回、２月、５月、８月及び１１月の各１５日（１５日が休日の場合は翌営業日）に、それぞれ年金月額の３ヵ月分をまとめて支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第１５条　第１０条第１項又は第１１条第４項の規定により退職金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

（１） 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（２） 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者

（３） 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

（４）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第２号に該当しない者

２．退職金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第２号又は第４号に掲げる者のうちにあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

３．前２項の規定により退職金を受けるべき遺族に同順位者が２人以上あるときは、そのうち最年長者を代表とする。

（退職金の減額）

第１６条　商工会議所は、被共済者がその責に帰すべき次の各号のいずれかに該当する事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があった場合においては、退職金の額（第１２条に係る部分を除く。）を減額して支給することができる。

（１） 窃盗、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損失を加え、その名誉若しくは信用を著しくき損し又は職場規律を著しく乱したこと

（２） 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと
（３）正当な理由がない欠勤その他の行為により、職務規律を乱し又は雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと

２．前項の規定による退職金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって不当又は著しく過大であると認めるときは、これを変更することができる。

３．第１項の退職金減額の事由及び前項の減額すべき金額の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

（退職金減額の申出）

第１７条　共済契約者は、前条第１項の申し出をするときは、次に掲げる事項を記載した所定の書類を商工会議所に提出しなければならない。
（１） 共済契約者の氏名又は名称及び住所
（２） 被共済者の氏名
（３） 減額の理由となる退職事由
（４） 減額すべき額

２．商工会議所は、前条第１項の規定により退職金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

（一時金の支給手続）

第１８条　共済契約者は、被共済者が退職（第３０条、第３１条第３項及び第３２条第２項の適用を受けることとなる場合を除く。）し一時金の受給を希望したとき又は被共済者が死亡したときは、遅滞なく商工会議所に届け出なければならない。

２．一時金を請求しようとする者は、所定の書類に退職金共済証を添付して共済契約者を経由し商工会議所に提出しなければならない。

３．商工会議所は、一時金受取人が指定した送金方法に従い、遅滞なく支払うものとする。

４．商工会議所は一時金を支払う際、支払一時金額、支払日、支払方法を明記した所定の書類を一時金受取人に送付するものとする。

５．商工会議所は、第１６条の規定により一時金の額の減額を行ったときは、前項の所定の書類にその内容を記載するものとする。

（年金の支給手続）

第１９条　共済契約者は、被共済者が退職（第３０条、第３１条第３項及び第３２条第２項並びに死亡による退職を除く。）し年金の受給を希望するときは、遅滞なく商工会議所に届け出なければならない。ただし、掛金納入期間（過去勤務期間があるときは、これを加算した期間）６０月未満の被共済者については前条を適用するものとする。

２．年金を請求しようとする者は、所定の書類に退職金共済証を添付して商工会議所に提出しなければならない。

３．商工会議所は、年金受取人が指定した送金方法に従い、支給期日までに支払うものとする。

４．商工会議所は年金を支払う際、支払年金額、支払日、支払方法を明記した所定の書類を年金受取人に送付するものとする。

５．商工会議所は第１６条の規定により年金の額の減額を行ったときは、前項の所定の書類にその内容を記載するものとする。

第５章　過去勤務期間の通算

（過去勤務期間の通算の申込等）

第２０条　独立行政法人勤労者退職金共済機構又は他の特定退職金共済団体の加入事業主であった者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体に係る共済契約を解除して、直ちに商工会議所の共済契約者となった場合において、当該共済契約者は、被共済者となるべき従業員について、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体における退職金の計算の基礎となった期間を、過去勤務通算期間として退職金に含めることとするときは、商工会議所に申込をしなければならない。

２．前項の申込をする事業主は、被共済者として適格である従業員のすべてについて行わなければならない。

３．第１項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。

４．第６条及び第７条の規定は、第１項の申込及びその効力について準用する。

（過去勤務一括掛金の引受け）

第２１条　事業主が前条第１項の申込を行った場合は、この共済契約の共済契約者になった後、直ちに商工会議所を経由して独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体に次に掲げる事項を記載した所定の書類を提出しなければならない。

（１） 申出をする事業主の氏名又は名称及び住所
（２） 共済契約者に係る所得税法施行令第７３条第１項第７号ハ（１）に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される金額又は所得税法施行令第７３条第１項第７号ハ（３）に規定する資産総額に相当する額（以下「資産総額相当額」という。）を、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体から商工会議所に引き渡すことを申し出る旨
（３） 独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地並びに申出をする事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日
（４） 商工会議所の名称及び所在地並びに申出をする事業主が商工会議所と共済契約を締結した年月日
（５） その他参考となるべき事項
２．商工会議所は、資産総額相当額を過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して独立行政法人勤労者退職金共済機構又は当該他の特定退職金共済団体から引渡しを受けるものとする。

第６章　契約の解除

（契約の解除）
第２２条　商工会議所又は共済契約者は、次項から又は第４項までに規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。
２．商工会議所は、次の各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。
（１）共済契約者が、６ヵ月以上掛金の納入を怠ったとき
（２）共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、又は反社会的勢力に関与していることが認められるとき
３．商工会議所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該被共済者の共済契約を解除するものとする。
（１） 被共済者が、第３条第４項第３号又は第４号の規定に該当する者となったとき
（２） 被共済者が、偽りその他不正の行為によって、退職金若しくは解約手当金の支給を受けたとき又は受けようとしたとき
（３） 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、又は反社会的勢力に関与していることが認められるとき
４．共済契約者は、被共済者の同意を得た場合に限り、共済契約を解除することができる。

５．共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
６．第２項の正当な理由の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

（契約解除の手続）
第２３条　商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を附して、その旨を共済契約者に通知するものとする。
２．共済契約者は、共済契約を解除するときは、被共済者の氏名を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証を添付し、これを商工会議所に提出しなければならない。
３．第３条第２項及び第７条第４項の規定は、共済契約の解除について準用する。

（解約手当金）
第２４条　商工会議所は、共済契約が解除されたときは被共済者に解約手当金を支給する。
２．解約手当金の額は、第９条第２項又は第１２条に定める退職一時金の額と同額とする。
３．商工会議所は、第２２条第３項第２号の規定により共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、第１項の規定にかかわらず解約手当金（第１２条に係る部分を除く。）を支給しない。
４．商工会議所は、前項の規定による特別の事情がある場合は、解約手当金（第１２条に係る部分を除く。）の額を減額して支給する。
５．商工会議所は、前項の規定により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情及び減額すべき金額の認定について、退職金共済審査会の議を経るものとする。
６．第１８条の規定は、解約手当金の請求、支給及び受領について準用する。

第７章　掛金月額の変更

（掛金月額の変更）
第２５条　商工会議所は、共済契約者から掛金月額の増加の申込があったときは、被共済者１人につき３０口３０，０００円を限度として、これを承諾するものとする。
２．商工会議所は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込については、被共済者の同意を得た場合でなければこれを承諾しない。

（掛金納入の中断）
第２６条　商工会議所は、共済契約者から掛金納入の中断の申込があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを承諾するものとする。ただし、第１号

又は第２号に該当する場合は被共済者の同意、第３号に該当する場合は当該共済契約者の共済契約にかかる被共済者全員の同意を得るものとする。

（１） 被共済者が長期欠勤者又は休職者となったとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

①業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業した場合

②産前産後の女性が労働基準法第６５条の規定によって休業した場合

③使用者の責めに帰すべき事由によって休業した場合

④育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第２条第１号に規定する育児休業又は同条第２号に規定する介護休業をした場合

（２） 第９条第２項又は第１２条第１項の退職一時金額が、被共済者在職中に、共済契約者が定める退職金規程に基づく退職金額を超えたとき又は超えることが明らかなとき

（３） 共済契約者が現在の掛金を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めたとき

２．共済契約者は、前項の事情が解消したときは、速やかに掛金納入を再開しなければならない。

３．掛金納入の中断期間は、第２条第７項に定める掛金納入期間から除くこととする。

（掛金月額変更の手続）

第２７条　共済契約者は、第２５条の掛金月額の変更の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証を添付し、これを商工会議所に提出しなければならない。

２．商工会議所は、掛金月額の変更の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、変更後の掛金月額を明らかにした退職金共済証を交付し、かつ、従前の退職金共済証に掛金月額の変更があった旨を記載し、これを返還するものとする。

３．第３条第２項、第７条第１項、第３項及び第４項の規定は、掛金月額の変更について準用する。

（掛金納入の中断の手続き）

第２８条　共済契約者は、第２６条第１項の掛金納入の中断の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証及び第２６条第１項各号に掲げる事情があることを明らかにした書類を添付し、これを商工会議所に提出しなければならない。

２．商工会議所は、掛金納入の中断の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、従前の退職金共済証に掛金納入の中断があった旨を記載し、これを返還するものとする。

３．第３条第２項、第７条第１項、第３項及び第４項の規定は、掛金納入の中断について準用する。

（掛金納入の再開の手続き）

第２９条　共済契約者は、第２６条第２項の掛金納入の再開の申込をするときは、被共済者の氏名及び変更後の掛金月額を記載した所定の書類に被共済者の同意印を取付けのうえ、退職金共済証及び第２６条第１項各号に掲げる事情が解消したことを明らかにした書類を添付し、これを商工会議所に提出しなければならない。

２．商工会議所は、掛金納入の再開の申込を承諾したときは、遅滞なく共済契約者に対し、再開後の掛金月額を明らかにした退職金共済証を交付し、かつ、従前の退職金共済証に掛金納入の再開があった旨を記載し、これを返還するものとする。

３．第３条第２項、第７条第１項、第３項及び第４項の規定は、掛金納入の再開について準用する。

第８章 退職金共済制度内における通算

（退職金共済制度内における通算）

第３０条　商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第７３条第１項第８号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

（１） 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと

（２） この共済契約の被共済者であること

（３） 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して３年以内（平成２６年３月３１日以前の退職の場合は２年）に、商工会議所へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び退職金共済証の写しを提出すること

①当該申出をする被共済者の氏名及び住所

②当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第７３条第１項第８号ホに規定する他の共済契約者の氏名又は名称及び住所

③当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者〔当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第７３条第１項第８号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む。）〕の氏名又は名称及び住所

④③における退職の年月日

第９章 他の退職金共済制度との通算

（他の特定退職金共済制度との通算）

第３１条　商工会議所は、特定退職金共済制度間の通算規程を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第７３条第１項第８号ハに規定する契約を締結している場合において、次に定めるところにより、退職金に相当する額を受け入れ、又は引き渡す。

２．受け入れは以下の条件を全て満たす場合に取り扱う。

（１） 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと

（２） この共済契約の被共済者であること

（３） 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して３年以内（平成２６年３月３１日以前の退職の場合は２年）に、当該他の特定退職金共済団体へ次に定める事項を記載した通算の申出書及び当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第７３条第１項第８号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること

①当該申出をする被共済者の氏名及び住所

②当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第７３条第１項第１号に規定する共済契約者の氏名又は名称及び住所

③当該他の特定退職金共済団体の名称及び所在地

④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者〔当該申出をする被共済者が、その退職につき所得税法施行令第７３条第１項第８号ハの規定に従い同号ハに規定する退職金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者（共済契約者であった者を含む。）〕の氏名又は名称及び住所

⑤④における退職の年月日

３．引渡しは以下の条件全てを満たす場合に取り扱う。

（１） この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと

（２） 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度の被共済者であること

（３） 当該他の特定退職金共済団体を経由して、退職の日の翌日から起算して３年以内（平成２６年３月３１日以前の退職の場合は２年）に、商工会議所へ次に定める事項を記載した通算の申出書、及び商工会議所の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が、所得税法施行令第７３条第１項第８号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること

①当該申出をする被共済者の氏名及び住所

②当該申出をする被共済者に係る商工会議所の所得税法施行令第７３条第１項第１号に規定する共済契約者の氏名又は名称及び住所

③商工会議所の名称及び所在地

④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者〔当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第７３条第１項第８号ハの規定に従い同号ハに規定する退職金の請求をしなかった場合における当該退職に係る商工会議所の共済契約者（共済契約者であった者を含む。）〕の氏名又は名称及び住所

⑤④における退職の年月日

（中小企業退職金共済制度との通算）

第３２条　商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第３１条第１項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

（１） 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと

（２） この共済契約の被共済者であること

（３） 商工会議所を経由して当概退職の日の翌日から起算して３年以内（平成２６年３月３１日以前の退職の場合は２年）に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書及び中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること

２．商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第３０条第１項に規定する契約を締結している場合において、次に定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を引き渡す。

（１） この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつその請求をしていないこと

（２） 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること

（３） 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して当概退職の日の翌日から起算して３年（平成２６年３月３１日以前の退職の場合は２年）以内に、商工会議所へ通算の申出書及び商工会議所の退職金共済証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第３０条第１項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること

第１０章　管　　理

（退職金共済の事務）

第３３条　退職金共済事業に関する事務は、商工会議所退職金共済部において取扱う。

２．退職金共済部の部長は、商工会議所の専務理事をもってあてる。
ただし、特別の事由があるときは他の者をもってあてることができる。

（会計処理）

第３４条　商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、特別会計として区分して処理するものとする。

（予算、決算等の議決）

第３５条　退職金共済事業に関する事業計画、収支予算、収支決算、貸借対照表、財産目録、事業報告書は、常議員会の議を経るものとする。

（資産の運用）

第３６条　商工会議所は、掛金として払い込まれた金額、過去勤務一括掛金及び引受退職給付金（これらの運用による利益を含む。）から退職金共済事業を行う事務に要する経費として通常必要な金額を控除した残額は、被共済者を被保険者とする生命保険の保険料（所得税法施行規則第１８条の４第１項第１号で定めるものに限る。）として運用するものとする。

２．前項の資産は、これを担保に供し、又は貸付けることができない。

（書類の備付及び閲覧）

第３７条　商工会議所は、第３５条の書類を事務所に備付けて置き、共済契約者及び被共済者がその書類の閲覧を求めたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退職金共済審査会）

第３８条　商工会議所に、退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２．審査会は、別に審査会の権限として定めている事項について審査する。

３．審査会は、委員長及び６人以内の委員をもって組織する。

４．審査会の委員長及び委員は、共済契約者、従業員及び学識経験者のうちから常議員会の承認を得て商工会議所会頭が委嘱する。

第１１章　雑　　則

（報告等）

第３９条　商工会議所は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

２．共済契約者は、その氏名、名称若しくは住所又は被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。

３．共済契約者は、第２２条第３項各号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

（退職金共済証の保管提示等）

第４０条　退職金共済証は、被共済者を雇用する共済契約者が保管しなければならない。

２．共済契約者は、被共済者から要求があったときは、退職金共済証を提示しなければならない。

３．共済契約者は、被共済者が退職したとき又は共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済証を被共済者又はその遺族に交付しなければならない。

４．共済契約者は、退職金共済証を紛失、使用に堪えない程度に汚損又は盗難若しくは火災等により失ったときは、遅滞なくその旨を商工会議所に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

第４１条　退職金又は解約手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

（退職金等の返還）

第４２条　偽りその他不正の行為により退職金又は解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該退職金又は解約手当金を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、商工会議所は、支給を受けた者と連帯して当該共済契約者から退職金又は解約手当金を返還させる。

（時　効）

第４３条　第４章において定める退職金又は第２４条において定める解約手当金を請求する権利は、その支払事由が発生したときから５年間請求がないときに消滅するものとする。

（財政検証）

第４４条　この退職金共済事業の決算においては、被共済者数、退職金支払額、資産残高等の推移をもとに、現在及び将来の財政状況を把握し、財政検証を行わなければならない。

２．前項の財政検証の結果又は金利水準の変更、経済変動その他により、この退職金共済事業の健全な運営に大きな影響を与えると判断される場合は、常議員会の議を経て、別表の金額、計算利率及び現価率等を改定するものとする。

（規程の変更及び廃止）

第４５条　この規程の変更及び廃止については、常議員会の議を経るものとする。

付　　則

（実施の時期）

この規程は、平成２８年４月１日から実施する。

（改定実施の時期）

この規程は、平成２８年７月１日より一部改定実施する。

（規程の継承）

この規程を実施するにあたり、昭和４８年３月１日より実施している越谷市商工会の規程を継承する。